

日連 2 第 968 号  
(業 1 第 46 号)  
令和 2 年 12 月 7 日

税制審議会  
会長 金子 宏 様

日本税理士会連合会  
会長 神津 信 一

## 諮 問

貴審議会に下記の事項を諮問します。

### 記

#### 一、消費税制における手続規定の簡素化について

##### (諮問の趣旨)

平成元年 4 月にわが国に消費税が導入されて以来、すでに 30 年以上が経過しました。導入当初は、簡素な税制であるとされていた消費税制ですが、近年では、非課税取引や事業者免税点制度及び簡易課税制度を利用した租税回避スキームに対処するため、累次にわたって仕入税額控除制度の見直しが行われたことにより、制度の複雑化を招き、結果として納税者や税理士の事務負担が増加することとなりました。

わが国の社会保障財源を確保するための重要な基幹税となった消費税については、納税者の負担が少なく、円滑に執行できる仕組みが求められます。

現行の制度においては、非課税取引の範囲、仕入税額控除制度、基準期間制度、事業者免税点制度及び簡易課税制度が複雑化したため、これらに関する届出書等の提出に関して税務上のトラブルが生じているものと考えられます。

そこで、制度の簡素化と円滑な執行を図る観点から、非課税取引の範囲、仕入税額控除制度、基準期間制度、事業者免税点制度及び簡易課税制度のあり方について、とりわけこれらに関する届出書等の提出に関する手続規定の簡素化について検討していただきたく、貴審議会に諮問します。